

那覇市公報

第 1 4 4 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

規 則

- なは市民カード規則（市民課） 460
- 那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則の一部を改正する規則（市民課）
..... 464
- 那覇市障害者自立支援規則（障害福祉課） 466
- 障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（障害福祉課）
..... 468

告 示

- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課） 477
- 随意契約の公表について（クリーン推進課） 479
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について（総務課） 480
- 市道路線の区域変更及び供用開始について（道路管理室） 480

公 告

- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(道路建設課)
..... 482
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(道路建設課)
..... 482
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について(道路建設課)
..... 483
- 那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について（道路建設課）
..... 483

-
- 住民票の職権消除の公示について (市民課) 484
 - 指定管理者の指定申請について (子育て応援課) 484

消防本部訓令

- 那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令 486

上下水道局告示

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について 487

教育委員会規則

- 那覇市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則 488

教育委員会訓令

- 那覇市教育委員会人事評価規程 489

規 則

那覇市規則第47号

平成18年 8 月22 日

公 布 済

なは市民カード規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

なは市民カード規則

なは市民カード規則(平成6年那覇市規則第38号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、なは市民カード(住民票の写し等の交付を請求する者について、その者を識別するための磁気を付したカードをいう。以下「市民カード」という。)の交付、使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(市民カードの交付資格)

第2条 本市の住民基本台帳に記録されている者は、自己に係る市民カードの交付を受けることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、市民カードの交付を受けることができない。

(1) 15歳未満の者

(2) 成年被後見人

(市民カードの二重交付の制限)

第3条 市民カードの交付を受けている者(以下「登録者」という。)は、重ねて市民カードの交付を受けることができない。

(市民カードの交付申請等)

第4条 市民カードの交付を受けようとする者(以下「交付申請者」という。)は、市民カードの使用に必要な暗証番号を設定し、及び市民カードの交付を受けようとする旨その他市長が定める事項を記載した交付申請書を市長に自ら提出しなければならない。記載した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(本人確認)

第5条 市長は、前条の交付申請書の提出があったときは、交付申請者が本人であることを確認する。

2 前項の確認は、次の各号のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であって、写真に浮き出しプレスによる証印のあるもの又は写真を特殊加工してあるもの(有効期限が過ぎたものを除く。)の提示

(2) 那覇市印鑑条例(昭和51年那覇市条例第19号)に基づき印鑑の登録を受けてい

る者が、市長の定めた様式により交付申請者が本人に相違ない旨を保証した書面の提出

- 3 前項各号に規定する方法によっては交付申請者が本人であることを確認できない場合は、市長は、郵送その他適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会し、期限を付してその回答書を交付申請者に持参の上提出させることによって当該確認をするものとする。
- 4 前項の回答書は、照会の日から起算して30日以内に提出しなければならない。
- 5 前項に規定する期限までに回答書の提出がないときは、当該回答書に係る申請はなされなかったものとみなす。

(市民カードの交付)

第6条 市長は、前条に規定する本人確認をしたときは、第4条の暗証番号を登録し、及び市民カードを交付するものとする。

- 2 市長は、交付申請者が既に那覇市印鑑条例第8条の印鑑登録証(以下「印鑑登録証」という。)を受けているときは、市民カードの交付に替えて印鑑登録証を市民カードとして使用させるものとする。

(証明書の交付)

第7条 登録者は、本市の自動交付機又は証明書簡易申請機に、市民カードを使用し必要な事項を入力することにより、次に定める証明書の交付を受けることができる。

- (1) 登録者又はその者と同一世帯に属する者に係る住民票の写し
- (2) 登録者に係る税に関する証明書(市長が定めるものに限る。)

(市民カードの譲渡等の禁止)

第8条 登録者は、市民カードを他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 登録者は、第6条第1項の規定により登録した暗証番号を漏らしてはならない。

(市民カードの引替交付)

第9条 登録者は、市民カードが破損又は著しく汚損されたときは、当該市民カードを添えて市長に引替交付の申請をすることができる。

- 2 市長は、前項に規定する申請があった場合において、当該申請が適正であることを確認したときは、当該申請者に市民カードを交付するものとする。

(市民カードの紛失)

第10条 登録者は、市民カードを紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出な

ければならない。

(市民カードの廃止)

第11条 登録者が、市民カードの使用を止めようとするときは、市民カードを添えて、市長に市民カードの廃止を申請しなければならない。

(市長の措置)

第12条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民カードの使用ができなくなる措置をとる。

- (1) 第10条に規定する届出があったとき。
- (2) 前条に規定する申請があったとき。
- (3) 既に交付を受けている市民カードを印鑑登録証として使用しないで、印鑑登録証の交付を受けたとき。
- (4) 本市の区域外へ転出したとき。
- (5) 成年被後見人になったとき。
- (6) 死亡したとき。
- (7) その他市民カードを所持することが不適当であると認めたとき。

(市民カードの使用禁止)

第13条 登録者は、市長がその使用を不適当と認めた市民カードを使用してはならない。

(市民カードの返納)

第14条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民カードを市長に返納しなければならない。

- (1) 第10条に規定する届出をした後で、紛失した市民カードを発見したとき。
- (2) 第12条第2号から第7号までのいずれかに該当したとき。
- (3) 前条の規定により市民カードの使用を禁止されたとき。

(質問等)

第15条 市長は、市民カードの交付等の事務に当たり、必要があると認めるときは、関係人に対し、質問し、又は文書の提示を求めることができる。

(細目)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

- 1 この規則は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 那覇市印鑑条例施行規則(昭和51年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第8条中「(平成6年那覇市規則第38号)」を「(平成18年那覇市規則第47号)」に改める。

- 3 那覇市印鑑の登録及び証明並びになは市民カードの交付等に関する文書の様式を定める規則(平成8年那覇市規則第20号)の一部を次のように改正する。

第1条中「(平成6年那覇市規則第38号)」を「(平成18年那覇市規則第47号)」に、「第19条」を「第16条」に改める。

第2条の表中「カード規則第11条第1項」を「カード規則第9条第1項」に、「第13条の規定による市民カード亡失届」を「第10条の規定による市民カード紛失届」に、「第14条第1項」を「第11条」に、

「を

- | | |
|---|---|
| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div>(11) カード規則第12条の規定による申請内容変更申請書</div></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div>(12) 条例第20条第1項の規定による登録暗証番号廃止申請書</div></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div>(13) 那覇市印鑑条例の一部を改正する条例(平成6年那覇市条例第27号)付則第3項前段の規定による印鑑登録証切替交付申請書</div></div> | を |
|---|---|

「に、

- | | |
|--|----|
| <div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div>(11) 条例第20条第1項の規定による登録暗証番号廃止申請書</div></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"><div>(12) 那覇市印鑑条例の一部を改正する条例(平成6年那覇市条例第27号)付則第3項前段の規定による印鑑登録証切替交付申請書</div></div> | に、 |
|--|----|

「第5条第2項」を「第5条第3項」に、「第2条」を「第1条」に改める。

第1号様式中

「☐市民カード交付・変更・引替(住民票・税に関する証明書)」を

「☐市民カード交付・変更・引替(住民票・税に関する証明書)」に改める。

☐市民カード紛失 ☐市民カード廃止 」

那覇市規則第48号

平成18年 8 月22 日

公 布 済

那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市住民基本台帳カード利用条例施行規則(平成17年那覇市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

条例第2条のその他規則で定める証明書は、税に関する証明書(市長が定めるものに限る。)とする。

付 則

この規則は、平成18年9月1日から施行する。

那覇市規則第49号

平成18年 9 月 1 日

那覇市障害者自立支援規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市障害者自立支援規則

(趣旨)

第1条 この規則は、障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)、障害者自立支援法施行令(平成18年政令第10号)及び障害者自立支援法施行規則(平成18年厚生労働省令第19号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(特例介護給付費等の額)

第2条 法第30条第2項の特例介護給付費又は特例訓練等給付費の額は、法第29条第1項の指定障害福祉サービス等については同条第3項の厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用(同条第1項の特定費用を除く。)の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額)の100分の90に相当する額とする。

(介護給付費等の額の特例等)

第3条 法第31条の規定により読み替えられた同条各号に定める規定における割合は、100分の97以内とする。

2 法第31条に規定する介護給付費等の額の特例の適用を受けようとする者は、その事由等を証する書類を添付して申請を行わなければならない。

(様式)

第4条 法令に定めるもののほか、法の施行に必要な申請等は、市長が定める様式によるものとする。

(細目)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市規則第50号

平成18年 9 月 1 日

障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

障害者自立支援法の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則

(那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則の一部改正)

第1条 那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則(昭和62年那覇市規則第12号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第38条第4項」を「第38条第1項」に改める。

第2条第1項第2号中「第18条第3項」を「第18条第2項」に、「身体障害者更生施設、身体障害者療護施設又は特定身体障害者授産施設に入所」を「同項の障害者支援施設等への入所又は指定医療機関への入院の」に改め、「入所者」の次に「又は入院した者」を加え、同項第3号中「知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮に」を「同項の障害者支援施設等又は独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設(以下「のぞみの園」という。)への」に、「別表第4」を「別表第2」に、「別表第5」を「別表第3」に改める。

別表第2注1中「身体障害者」の次に「又は知的障害者(以下「障害者」という。)」を加え、同表注2中「支援費基準額(身体障害者福祉法に基づく指定施設支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成15年厚生労働省告示第28号)により算定される額をいう。以下同じ。)」を「行政措置に要する費用」に改め、同表注3を次のように改める。

3 注1及び注2の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額を負担基準月額上限とする。ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)第2条第1項若しくは第18条の2第1項に規定する養成施設に該当する施設又は重度身体障害者更生援護施設(身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)の施行の際、現に存する同省令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準(平成12年厚生省令第54号)第9条第7項に規定する重度身体障害者更生援護施設をいう。以下同じ。)の旧措置入所者(社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律(平成12年法律第111号)附則第12条第1項に規定する旧措置入所者をいう。以下同じ。))については、同表中「3年」とあるのは「5年」とする。

施設区分	入所後3年未満の者		入所後3年以上の者	
	入所	通所	入所	通所
身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
のぞみの園	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円

別表第3D1の項中「以下」を削り、同表D14の項中「支援費基準額」を「行政措置に要する費用」に改め、同表注1中「身体障害者の扶養義務者(身体障害者)」を「障害者の扶養義務者(障害者の入所時に障害者)」に、「(身体障害者が)」を「(障害者が)」に、「高いものに限る。」を「高いものをいう。」に、「、税額等」を「税額等」に改め、同表注2中「身体障害者の」を「障害者の」に、「支援費基準額から身体障害者が」を「行政措置に要する費用から障害者本人が」に、「負担する。」を「負担するものとする。」に改め、同表注3を次のように改める。

- 3 注1及び注2の規定にかかわらず、当分の間、次の表に掲げる額から障害者本人が負担する額を控除した額を負担すべき額の上限とする。ただし、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第2条第1項若しくは第18条の2第1項に規定する養成施設に該当する施設又は重度身体障害者更生援護施設の旧措置入所者については同表中「3年」とあるのは「5年」とする。

施設区分	入所後3年未満の者		入所後3年以上の者	
	入所	通所	入所	通所
身体障害者更生施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
身体障害者療護施設	96,000円	48,000円	96,000円	48,000円
身体障害者授産施設	32,000円	16,000円	53,000円	26,500円
知的障害者授産施設	32,000円	16,000円		

知的障害者更生施設	32,000円	16,000円		
のぞみの園	32,000円	16,000円		

別表第3注4中「含み、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。」をいう。ただし、所得割の額の計算」を「含む。」をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし、所得割の額の計算」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同表注5中「所得割」を「所得税」に、「租税特別措置費法」を「租税特別措置法」に、「火災被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」を「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に、「第41条第1項、第2項及び第3項」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改める。

別表第4及び別表第5を削る。

(那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則の一部改正)

第2条 那覇市福祉事務所長に対する事務委任規則(平成12年那覇市規則第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を削り、同項第2号中「第21条の25に規定する」を「第21条の6の」に改め、「、日常生活用具の給付等」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第2項第1号中「第21条の26に規定する」を「第21条の9の」に改める。

第6条中「第9条第7項」を「第9条第8項」に改め、同条第1号中「第9条第6項に規定する」を「第9条第7項の」に改め、同条中第3号及び第4号を削り、第5号を第3号とし、第6号を削り、第7号を第4号とし、第8号及び第9号を削り、第10号を第5号とし、同条第11号中「に規定する費用の負担命令並びに同条第3項及び第4項に規定する」を「の」に改め、同号を同条第6号とする。

第7条第1号中「第9条第5項又は同法第16条第2項に規定する」を「第9条第6項の」に改め、同条第2号及び第3号を削り、同条第4号中「第15条の32に規定する」を「第15条の4の」に改め、「、日常生活用具の給付等」を削り、同号を同条第2号

とし、同条中第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、第7号を第5号とする。

(那覇市児童福祉法の施行に関する規則の一部改正)

第3条 那覇市児童福祉法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第38号)の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条の見出しを「(障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収)」に改め、同条第1項を次のように改め、同条を第2条とする。

法第21条の6の障害福祉サービスを行った場合において、本人又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)から法第56条第2項の規定により徴収する費用の額(以下「負担額」という。)は、別表により算定した額とする。

第4条から第7条までを削る。

第8条中「第21条の25第1項の」を「第21条の6に規定する」に、「第4号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第3条とし、第9条を第4条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「(第3条関係)」を「(第2条関係)」に改め、同表税額等による階層区分の項中「児童居宅介護」を「居宅介護、行動援護又は外出介護」に、「児童短期入所」を「短期入所」に改め、同表D1の項中「30000円以下」を「30,000円」に改め、同表D14の項中「支援費基準額」を「行政措置に要する費用」に改め、同表注1を次のように改める。

1 障害児の扶養義務者(障害児と同一の世帯に属し、かつ生計を同じくすると認められる配偶者、父母又は子のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額(次の各号に掲げる障害福祉サービスの措置にあっては、当該各号に定める額)とする。ただし、行政措置に要する費用を上限とする。

- (1) 所要時間4時間30分を超える同日内の行動援護 当該負担基準額の欄に掲げる額(以下「基準額」という。)に10を乗じて得た額
- (2) 所要時間4時間未満の宿泊を伴わない短期入所 基準額の4分の1の額
- (3) 所要時間4時間以上8時間未満の宿泊を伴わない短期入所 基準額の2分の1の額

(4) 所要時間8時間以上の宿泊を伴わない短期入所 基準額の4分の3の額

別表第2注3を削り、同表注4中「含み、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。)をいう。ただし」を「含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同表注中4を3とし、同表注5中「所得割」を「所得税」に、「租税特別措置費法」を「租税特別措置法」に、「火災被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」を「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に、「第41条第1項、第2項及び第3項」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改め、同表注中5を4とし、同表を別表とする。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式(第2条関係)

負 担 額 決 定 (変 更) 通 知 書

年 月 日

様

那覇市福祉事務所長 印

児童福祉法第21条の6の障害福祉サービスの措置を行った下記の者について那覇市児童福祉法の施行に関する規則第2条の規定によりあなたが負担すべき額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。

記

被措置者	
障害福祉サービスの 措置の内容	
税額等による階層区分	
負担額	年 月分 円 年 月から月額 円
理由	

第2号様式及び第3号様式を削り、第4号様式中「第4号様式」を「第4号様式(第3条関係)」に、「第21条の25第1項に規定する児童居宅支援」を「第21条の6の障害福祉サービス」に改め、同様式を第2号様式とする。

(那覇市身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部改正)

第4条 那覇市身体障害者福祉法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第43号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第18条第1項の障害福祉サービスを行った場合において、当該身体障害者又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)から法第38条第1項の規定により徴収する費用の額(以下「負担額」という。)は、別表により算定した額とする。

第3条から第7条までを削る。

第8条中「第18条第1項第1号又は第3号」を「第18条第1項又は第2項」に、「第6号様式」を「第2号様式」に、「事業者又は施設」を「もの」に改め、同条を第3条とする。

第9条から第11条までを削り、第12条を第4条とする。

別表第1税額等による階層区分の項中「身体障害者居宅介護」を「居宅介護及び外出介護」に、「身体障害者デイサービス」を「障害者デイサービス」に、「身体障害者短期入所」を「短期入所」に改め、同表D1の項中「30000円以下」を「30,000円」に改め、同表D14の項中「支援費基準額」を「行政措置に要する費用」に改め、同表注1中「税による」を「税額等による」に、「とする(身体障害者デイサービスについては、所要時間4時間以上の場合のものであり、所要時間4時間未満の場合は、当該額の2分の1の額とする)」を「(所要時間4時間以上6時間未満の障害者デイサービスにあつては当該額の4分の3の額、所要時間4時間未満の障害者デイサービスにあつては当該額の2分の1の額)とする」に、「、支援費基準額から扶養する」を「行政措置に要する費用を、扶養義務者にあつては行政措置に要する費用から」に改め、同表注3を削り、同表注4中「含み、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。)をいう。ただし」を「含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323

条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同表注中4を3とし、同表注5中「所得割」を「所得税」に、「租税特別措置費法」を「租税特別措置法」に、「火災被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」を「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に、「第41条第1項、第2項及び第3項」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改め、同表注中5を4とし、同表を別表とする。

別表第2を削る。

第2号様式から第5号様式までを削り、第6号様式を第2号様式とし、第7号様式から第9号様式までを削る。

(那覇市知的障害者福祉法の施行に関する規則の一部改正)

第5条 那覇市知的障害者福祉法の施行に関する規則(平成12年那覇市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(障害福祉サービスの措置に係る費用の徴収)」に改め、同条第1項を次のように改める。

法第15条の4の障害福祉サービスを行った場合において、当該知的障害者又はその扶養義務者(以下「扶養義務者等」という。)から法第27条の規定により徴収する費用の額(以下「負担額」という。)は、別表により算定した額とする。

第3条から第7条までを削る。

第8条中「第15条の32第1項」を「第15条の4」に、「第4号様式」を「第2号様式」に、「事業者又は施設」を「もの」に改め、同条を第3条とし、第9条を第4条とする。

別表第1税額等による階層区分の項中「知的障害者居宅介護」を「居宅介護、行動援護及び外出介護」に、「知的障害者デイサービス」を「障害者デイサービス」に、「知的障害者短期入所」を「短期入所」に改め、同表D1の項中「30000円以下」を「30,000円」に改め、同表D14の項中「支援費基準額」を「行政措置に要する費用」に改め、同表注1を次のように改める。

1 知的障害者及びその扶養義務者(知的障害者と同一の世帯に属し、かつ、生計を同じくすると認められる配偶者又は子(知的障害者が20歳未満の場合におい

ては、配偶者、父母又は子)のうち、市町村民税又は所得税の税額が最も高いものに限る。以下同じ。)が負担すべき額は、それぞれ、税額等による階層区分に応じ、負担基準額の欄に掲げる額(次の各号に掲げる障害福祉サービスの措置にあっては、当該各号に定める額)とする。ただし、知的障害者にあつては行政措置に要する費用を、扶養義務者にあつては行政措置に要する費用から知的障害者が負担する額を控除した額を上限とする。

- (1) 所要時間4時間30分を超える同日内の行動援護 当該負担基準額の欄に掲げる額(以下「基準額」という。)に10を乗じて得た額
- (2) 所要時間4時間未満の障害者デイサービス 基準額の2分の1の額
- (3) 所要時間4時間以上6時間未満の障害者デイサービス 基準額の4分の3の額
- (4) 所要時間4時間未満の宿泊を伴わない短期入所 基準額の4分の1の額
- (5) 所要時間4時間以上8時間未満の宿泊を伴わない短期入所 基準額の2分の1の額
- (6) 所要時間8時間以上の宿泊を伴わない短期入所 基準額の4分の3の額

別表第1注3を削り、同表注4中「含み、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とする。)をいう。ただし」を「含む。)をいう。ただし、均等割又は所得割の額の計算においては、同法第323条の規定により市町村民税の減免が行われた場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除した額を所得割の額又は均等割の額とし」に、「附則第5条第2項」を「附則第5条第3項」に改め、同表注中4を3とし、同表注5中「所得割」を「所得税」に、「租税特別措置費法」を「租税特別措置法」に、「火災被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」を「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に、「第41条第1項、第2項及び第3項」を「第41条第1項及び第2項並びに第41条の2」に改め、同表注中5を4とし、同表を別表とする。

別表第2を削る。

第2号様式及び第3号様式を削り、第4号様式を第2号様式とする。

(那覇市障害者福祉支援費規則の廃止)

第6条 那覇市障害者福祉支援費規則(平成15年那覇市規則第30号)は、廃止する。

付 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第1条中那覇市社会福祉施設の入所措置に係る費用の徴収に関する規則第2条第1項第3号の改正規定(「別表第4」を「別表第2」に、「別表第5」を「別表第3」に改める部分に限る。)、同規則別表第2及び別表第3の改正規定並びに同規則別表第4及び別表第5を削る改正規定、第3条中那覇市児童福祉法の施行に関する規則別表第2の改正規定(同表を別表とする部分を除く。)、第4条中那覇市身体障害者福祉法の施行に関する規則別表第1の改正規定(同表を別表とする部分を除く。)並びに第5条中那覇市知的障害者福祉法の施行に関する規則別表第1の改正規定(同表を別表とする部分を除く。)は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第52号

平成18年8月11日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条及び同施行規則第8条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志



第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成18年8月8日

那覇市長 様

実施機関

那覇市長 翁長 雄志 印



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	都市計画部 建築指導課 電話 951-3244
業 務 の 名 称	送付囑託による那覇地方裁判所への資料提供
利 用 等 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 外部提供
利 用 又 は 提 供 す る 年 月 日	平成18年7月4日
目 的 外 利 用 等 を す る 個 人 情 報 の 内 容	那覇市福祉のまちづくり条例で、下記に関連する一切の資料 1. 協議者：タマキホーム株式会社 伊玉城 文一 2. 施設の名称：ツインシャトー壺川 3. 施設の所在地：那覇市壺川2-5-9 4. 主要用途：マンション（共同住宅）
目 的 外 利 用 等 を す る 理 由	民事訴訟法第226条による書類等の送付囑託による。
新たな利用課又は提供先	那覇地方裁判所民事第2部2B係 裁判所書記官 田宮 綾
所管部課	都市計画部 建築指導課 審査グループ 電話951-3244 (内) 8367

那覇市告示第 5 5 号

平成 1 8 年 8 月 1 7 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行ったので、
那覇市契約規則第 2 1 条第 2 項の規定より次のとおり公表します。

那覇市長 翁 長 雄 志

2 契約を締結した後

契約締結日	平成 1 8 年 8 月 1 0 日
契約相手方の氏名及び住所	(社) 那覇市シルバー人材センター 理事長 崎山 喜聖 那覇市首里末吉町 4 丁目 6 番地 6
契約金額	2 , 1 8 4 , 0 0 0 円 (消費税込み)
契約理由	上記条件を満たしているものが当該団体のみであること。また、当該業務を委託することにより、本市の高齢者の就業機会の確保と社会参加を促進し、生きがいづくりを支援できるため。

那覇市告示第 5 7 号

平成 1 8 年 8 月 2 2 日

掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 9 条及び同施行規則第 8 条の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙略)

那覇市告示第 5 8 号

平成 1 8 年 8 月 2 3 日

掲 示 済

市道路線の区域変更及び供用開始について

道路法(昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号)第 1 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のとおり区域変更する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間那覇市建設管理部都市施設管理センター(道路管理室)において、一般の縦覧に供する。

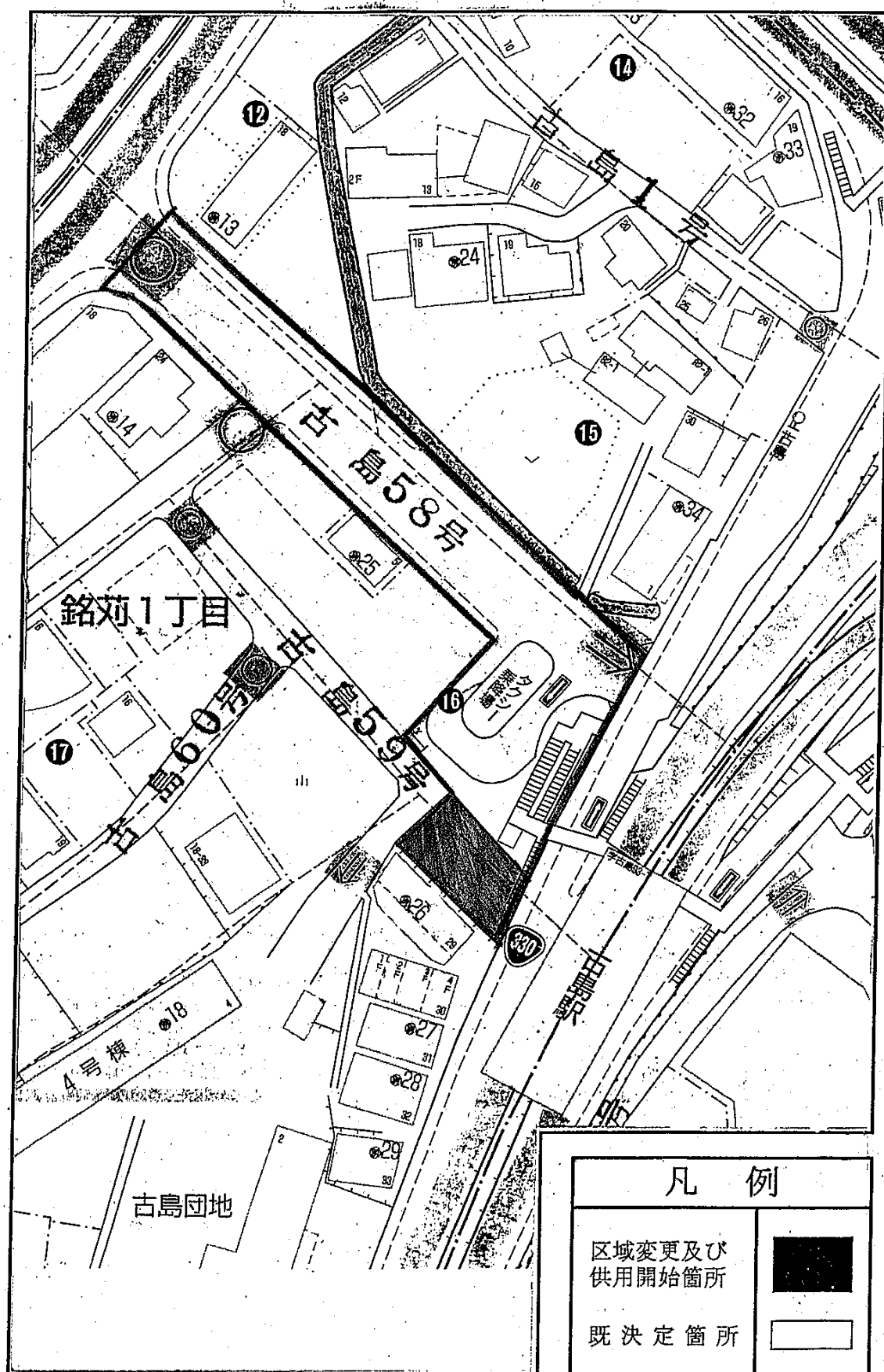
那覇市長 翁 長 雄 志

区域の変更及び供用開始をする路線

整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
1973	古島 58 号	新	銘苅 1 丁目 12 番 1 号 銘苅 1 丁目 100-40 番	119.2	16.0 ~ 62.0	交通広場(駐輪場)の区域変更
		旧	字古島宇久増原 54-4 字古島宇久増原 87-8	119.2	16.0 ~ 45.0	

尚、起点終点の地番表示は、那覇新都心土地区画整理事業地区の新町界町名に伴う変更である。

市道路線の区域変更及び供用開始位置図



公 告

那覇市公告第 4 5 号

平成 1 8 年 8 月 2 2 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・3・15号新都心牧志線

3・4・34号県道153号線及び3・4・5号松川石嶺線

2 施行者の名称 沖 縄 県**3 縦覧場所及び縦覧期間**

(1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課

(那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎)

(2) 期間 平成 1 8 年 8 月 2 2 日～平成 1 9 年 3 月 3 1 日

那覇市公告第 4 6 号

平成 1 8 年 8 月 2 2 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・4・20号国際通り線

2 施行者の名称 沖 縄 県

3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎)
- (2) 期間 平成 1 8 年 8 月 2 2 日 ~ 平成 2 0 年 3 月 3 1 日

那覇市公告第 4 7 号

平成 1 8 年 8 月 2 2 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 6 3 条第 2 項の規定において準用する同法第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 那覇広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3 ・ 4 ・ 8 5 号龍潭線

2 施行者の名称 沖 縄 県

3 縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課
(那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎)
- (2) 期間 平成 1 8 年 8 月 2 2 日 ~ 平成 2 1 年 3 月 3 1 日

那覇市公告第 4 8 号

平成 1 8 年 8 月 2 2 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画認可に係る縦覧について

都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 6 2 条第 1 項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第 6 2 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画事業の種類及び名称

(1) 種類 那覇広域都市計画道路事業

(2) 名称 3・3・17号石嶺線及び3・2・11号沢岬石嶺線
8・7・那10号東門川・仲之川線ほか14路線

2 施行者の名称 那 覇 市

3 縦覧場所及び縦覧期間

(1) 場所 那覇市建設管理部道路建設課

(那覇市銘苅2丁目3番1号 新都心銘苅庁舎)

(2) 期間 平成18年8月22日～平成25年3月31日

那覇市公告第49号

平成18年8月22日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第12条第4項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

(別紙省略)

那覇市公告第54号

平成18年9月1日

指定管理者の指定申請について

平成19年4月1日からの那覇市古波蔵児童館の管理を行う市内に登録簿上の本店又は主たる事業所を有する社会福祉法人・その他の団体を次のとおり募集いたします。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 名称及び位置

名 称 那覇市古波蔵児童館

位 置 那覇市古波蔵4丁目7番7号「那覇市古波蔵ふれあい館の3階」

2 管理の基準及び業務の範囲

那覇市児童館及び児童遊園条例第 14 条及び第 16 条に定めるもののほか、詳細については那覇市古波蔵児童館指定管理者募集要項のとおり。

3 指定予定期間

平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日 (5 年)

4 応募資格

市内に登録簿上の本店又は主たる事業所を有する社会福祉法人・その他の団体

5 指定申請の方法

(1) 指定申請書、募集要項の配布及び提出場所

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市健康福祉部 こどもみらい局 子育て応援課 指導・育成 G

(2) 提出書類

那覇市児童館指定管理者指定申請書

管理運営事業計画書

経費見積書

その他の書類

ア 法人等の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書 (法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し) (申請日前 3 ヶ月に取得したもの) 又はこれらに準ずる書類

イ 法人等の決算関係書類 (直近 3 ヶ年間の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類)

ウ 法人等の予算関係書類 (直近 1 ヶ年の事業計画書、収支計算書又はこれらに準ずる書類)

エ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類 (法人等の組織図や業務執行体制がわかるもの及び就業規則又はこれらに準ずる書類)

オ 法人税、消費税及び地方消費税及び法人市民税等の納税証明書 (直近 3 ヶ年間)

カ 役員の名簿及び履歴を記載した書類

～ 以外のその他市長が必要と認める書類

(3) 指定申請書及び募集要項の配布期間

平成 18 年 9 月 1 日 (金) から 9 月 19 日 (火) まで

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土・日曜日及び祝日は除く。

(4) 申請書類の受付期間

平成 18 年 9 月 4 日 (月) ~ 9 月 25 日 (月)

午前 9 時から午後 5 時まで。ただし、土・日曜日及び祝日は除く。

(5) 提出方法

指定管理者指定申請書のほか、必要書類をご持参ください。

6 問い合わせ先

〒900-8585 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市健康福祉部 こどもみらい局 子育て応援課 指導・育成 G
担当 赤嶺、瀬名波

T E L 0 9 8 - 8 6 7 - 0 1 1 1 (内線 2 4 5 4)

T E L 0 9 8 - 8 6 1 - 6 9 5 1 (直通) (内線 2 4 5 4)

F A X 0 9 8 - 8 6 2 - 9 6 6 9

消防本部訓令

那覇市消防本部訓令第 1 号

平成 1 8 年 9 月 1 日

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 消 防 本 部
消防長 大 田 和 人

那覇市消防署の組織に関する規程の一部を改正する訓令

那覇市消防署の組織に関する規程(昭和 47 年消防本部訓令第 1 号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第11条第2項」を「第10条第2項」に改める。

付 則

この訓令は、平成18年9月2日から施行する。

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 1 3 号

平成 1 8 年 8 月 1 7 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 1 1 条の規定に基づき、次のとおり新規指定があったので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

新 規 指 定

指定 (登録) 番号 第 3 9 6 号

指定工事店名 花城工務店

営業所所在地 沖縄市安慶田 3 丁目 9 番 1 9 号

代表者名 花城 亘子

有効期間 自 平成 1 8 年 8 月 1 4 日

至 平成 2 3 年 3 月 3 1 日

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 1 0 号

平成 1 8 年 8 月 1 1 日

公 布 済

那覇市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会職員分限懲戒審査委員会規則（昭和51年教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「の各号」を削る。

第 2 条第 1 号中「第 1 項」の次に「（同項第 4 号に該当する場合を除く。）」を加え、「及び第 2 項」を削る。

第 2 条第 2 号中「各号」を削る。

第 3 条を次のように改める。

（組織）

第 3 条 委員会は、那覇市教育委員会の組織等に関する規則（平成15年教育委員会規則第 1 号）第 5 条に定める部の長及び副部長並びに総務課長及び学校教育課長をもって組織し、委員長は生涯学習部長をもって充てる。

第 6 条第 1 項中「委員の 3 人以上」を「委員長を除き、委員半数以上」に改める。

第 6 条第 3 項中「出席し発言」を「出席し、発言」に改める。

第 9 条中「人事係を担当する課」を「生涯学習部総務課」に改める。

第10条中「ほか、必要な」を「ほか必要な」に、「事項は別に」を「事項は、別に」に改める。

付 則

この規則は、平成18年 8 月10日から施行する。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第 2 号

平成 1 8 年 8 月 1 1 日

施 行 済

那覇市教育委員会人事評価規程の全部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市教育委員会人事評価規程

那覇市教育委員会人事評価規程（平成15年那覇市教育委員会訓令第 2 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条第 1 項の規定に基づき、職員の人事評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第 2 条 人事評価は、職員の日常の勤務状況を適正に記録し、及び評価することで、職員の育成及び人事行政に関する基礎資料を作成することを目的とする。

（基本原則）

第 3 条 人事評価は、職員の職務の種類並びに複雑、困難及び責任の度に応じて、当該職員の勤務実績及び職務遂行能力を公正かつ的確に記録し、及び評価するものでなければならない。

（種類等）

第 4 条 人事評価の種類は、定期評価、条件付採用期間評価及び特別評価とする。

2 人事評価の評価基準日及び評価期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 定期評価 評価基準日は毎年 1 月 1 日とし、評価期間は当該日の属する年度 1 年間とする。
- (2) 条件付採用期間評価 評価基準日は条件付採用開始の日から 5 月を経過する日とし、評価期間は条件付採用開始の日から 5 月とする。
- (3) 特別評価 評価基準日及び評価期間は、教育長が定める。

（被評価者及び評価者）

第 5 条 人事評価の評価者は、第一次評価者及び第二次評価者とし、被評価者の職位に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、別に評価者を指定することができる。

被評価者	第一次評価者	第二次評価者
主事級及び主任級	主査級	課長級
主査級	課長級	副部長級
課長級	副部長級	部長級
副部長級	部長級	教育長
部長級	教育長	

(評価者の責務)

第6条 評価者は、常に被評価者を観察し、その能力及び意欲を向上させるよう指導及び育成しなければならない。

2 第一次評価者は、前項の規定による観察、指導及び育成の結果を随時に記録しなければならない。

(人事評価推進協議会)

第7条 人事評価に関し必要な事項を協議するため、人事評価推進協議会を置く。

(開示)

第8条 人事評価の結果は、教育長が人事管理上の支障がないと認めた範囲において、被評価者の申出に基づき開示することができる。

(苦情相談)

第9条 職員の人事評価に関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）に対応するため、苦情相談を受ける職員を生涯学習部総務課に置く。

2 被評価者は、苦情相談をしたことをもって不利益な取扱いを受けない。

(活用)

第10条 人事評価は、職員の育成、研修又は配置換えに関する人事行政の基礎資料として活用する。

(細目)

第11条 この規程に定めるもののほか、人事評価の実施に関し必要な事項は、教育長が定める。

付 則

1 この訓令は、平成18年5月25日から施行し、改正後の那覇市教育委員会人事評価規程は、平成18年4月1日から適用する。

2 那覇市教育委員会人事評価規程の評価基準日の特例を定める規程（平成16年那覇市教育委員会訓令第8号）は、廃止する。